



市民と文化

創刊号

2009年6月1日発行
発行人 海老澤 敏
編集人 小田 映子
西東京市泉町2-7-24
tel:fax 042-423-0804

西東京市 文化芸術振興会

あなたも **イベント**してみませんか?
皆で **意見交換**してみませんか?
市民と **文化**し合う **振興会**。



会長/海老澤 敏 「文化芸術は生活の中から」

私は田無町に生まれ、ずっと田無駅の近くに住んでいます。この振興会ができる前から、市の文化団体との横のつながりを考える方達と活動をしてまいりました。市としての形が固まってきて、この会が立ち上がるのは大変良いことと思われまます。私の専門は、モーツァルトの研究です。そしてモーツァルトが生まれたのがザルツブルグで、人口約18万人で、今の西東京市とほぼ同じ人口です。この度は、振興会の会長を頼まれ、お役に立てることもあるかと思って引き受けました。文化芸術は住んでいる街から始まり、生活の中から生み出されるものです。田無は、宿場町で江戸城築城の時に石を運んだ街道で、一泊する宿場町でした。私も忙しい時には寝るために帰るだけでした。これからは、西東京市の文化芸術のために、お役に立ちたいと考えております。



来賓挨拶西東京市長/坂口 光治

「市民と行政の協働で、市民文化の発展を」

設立総会、おめでとうございます。昨日、札幌から帰って参りました。「創ろう、市民自治のゆたかな社会」というテーマの自治研全国集会で、「東大農場のみどりを残す市民の会」と市の職員が、優秀賞を受賞しました。西東京市には、約19万4千人の素晴らしい市民の方々が住んでいます。市も市民の方々も、協働しながら「アリギリスの精神」で手を携えてやってゆきましょう。文化芸術振興会も、必ず、大輪を咲かせることができるでしょう。行政も、精一杯、支援させていただきます!



西東京市文化芸術振興会の主旨

CAP

「文化芸術を創造し発信するまちづくりをめざして」

田無、保谷両旧市は、戦後急速に発展し、都市型社会となった。生活様式の変化とともに市民を中心とした市民参加型のイベントが、年々大きな輪を広げながら活性化してきた。殊に保谷こもれびホールをはじめ西東京市民会館、コール田無、各公民館などは、市民の文化活動の拠点としての役割を果たしてきた。また、日常的には、絵画展、写真展などの展示会の開催や、さまざまな手工芸関係サークルの活発な活動などがある。伝統文化、生活文化の人的資源を生かしつつ、西東京市ならではの文化芸術の活性化を促進し、さらに発展させていく必要がある。現在、19万人におよぶ西東京市民は、さまざまな地域からの方が多く、いわゆる郷土愛的な風土が根強いとはいえない側面を持っている。しかし、市民参加という新しい息吹が、文化芸術やさまざまなイベントを通じて着実に輪を広げており、これらをさらに発展させ充実する必要がある。また、市民活動の輪は、文化芸術にとどまらず、市民生活のあらゆる領域にかかわっている。私たち市民一人ひとりが、文化的、芸術的な環境を享受し、自主的、主体的な創造活動を推し進めることによって、文化芸術の香り浴れるまちづくりをめざし、さらには、文化芸術を創造し、発信する都市であることを願い、「西東京市文化芸術振興会」を設立するものである。当振興会は、いずれかの適切な時期に、一般社団法人の登記をめざすこととしています。

平成21年度事業計画

CAP

1.基本方針

(1)文化芸術の享受と創造への支援

広く市民が、身近に文化芸術を鑑賞し、これに参加し、また、これを創造することができる環境の整備を図る。

(2)市民の主体性を保障

すべての市民の主体性、および、創造性を十分に尊重し、保障する。

(3)地域文化芸術の振興

市民生活のあらゆる領域に、洗練された文化的、芸術的な潤いと豊かさをもたらし、地域の文化芸術を振興する。また、これらの文化施策が、地域社会全体の健全な発展に寄与し、あわせて、まちづくりに貢献する施策を推進する。

2.事業内容

(1)文化活動を行う市民、および、団体相互の交流・親睦を図る。

(2)文化的な催し(演奏会、展示会、シンポジウムなど)を企画・推進する。

(3)振興会構成員の文化的催しを支援する。

(4)西東京市の文化芸術に関する施策に協力すると同時に、市の施策に関して、常に積極的な助言・提案を行う。

(5)近隣自治体、および、地域の団体との交流を図る。

(6)西東京市、および、市内の企業・事業体に、文化的設備の整備するための提言を行う。

設立総会の報告

CAP

平成21年4月18日(土)コール田無多目的ホールにて「西東京市文化芸術振興会」の設立総会が開催されました。市民で組織された「ウィンドアンサンブル和」のウェルカムコンサートを皆で楽しんだ後、文化芸術に関心を持たれている多数の市民の参加のもと、設立総会が開催されました。海老澤敏代表の挨拶に続き、ご来賓の坂口光治市長の暖かい励ましのご挨拶をいただきました。世話人からの「西東京市文化芸術振興会」設立の主旨、規約案、事業計画案の説明、および、会計報告がなされました。その後、議長の進行で、参加された市民の方々と、真剣で活発な議論が交わされ、「西東京市文化芸術振興会」の設立が全員一致で了承され、設立総会は終了いたしました。総会終了後、公募により決まった「西東京市文化芸術振興会」のロゴマークの紹介がなされ、ロゴマーク制作者・福井智之氏の紹介と、表彰が行われました。



ロゴマーク制作者の紹介

CAP

福井智之氏(クリエイター、グラフィックデザイナー、東久留米市在住)「西東京市文化芸術振興会」ロゴマーク募集に応募され、優勝。ロゴマークのCAPは、Culture Art Promoteの頭文字をとったもので、現代の“パンドラの箱”がヒントです。なお、審査員でもある振興会理事・会長代行、宮田亮平(東京藝術大学学長、西東京市在住)によってリメイクされました。このロゴマークは、これから振興会のシンボルマークとして、さまざまに活用されます。



「西東京市文化芸術振興会」設立時役員等名簿

CAP

理事・副会長/赤澤 立三 理事・副会長/中平 英二
事務局/小田 義治(事務局長) 権藤成(事務局次長)濱崎昌子(事務局次長)小田映子(会計幹事) 大森 晶子(会計幹事)運営委員/ 西田克彦(委員長)井口 守史(副委員長) 有澤 多津子飯島 一次 金子 晴子 金澤 牧子 高松 英二 武田 雅子 谷戸 美代子 山本 恵司

編集後記

今回、振興会の設立総会を特集した機関紙「市民と文化」の創刊号が生まれました。振興会の誕生そのものが、無から有を生じるという難産ではありました。20名足らずのスタッフの早業に驚いています。次号は会員の皆様の活躍ぶりをスクープする予定です。ご期待ください。

西東京市文化芸術振興会規約

CAP

(名称)

第1条この会は、西東京市文化芸術振興会(以下「振興会」という)という。

(目的)

第2条振興会は西東京市の文化活動を振興し、文化の薫り高い街づくりを目指す。

(事業)

第3条振興会は前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1)文化活動を行う市民および団体相互の交流・親睦を図る。
- (2)文化的な催し(演奏会、展示会、講演会など)を企画・推進する。
- (3)振興会構成員の文化的催しを支援する。
- (4)西東京市の文化芸術に関する施策に協力すると同時に、市の施策に関して常に積極的な提言を行う。
- (5)近隣自治体及び地域の団体との交流を図る。
- (6)西東京市及び市内の企業・事業体に文化的設備を整備するための提言を行う。
- (7)その他目的を達成するために必要な事業を行う。

(会員)

- 第4条 1.振興会の目的に賛同し、入会した個人及び団体を会員とする。
2.会員となるには、所定の手続きにより振興会への入会を申し込み、会長の承認を得るものとする。

(役員)

- 第5条 1.振興会に理事会を置き、理事会は振興会の運営を行う。
2.理事会は総会で選任された理事により構成される。
3.理事は互選により役員4名を選出する。役員は会長1名、会長代行1名、副会長2名から成りその任期は2年とする。ただし再任を妨げない。

(理事会)

- 第6条 1.理事会は原則として隔月に1国会合を持ち、2分の1以上の出席をもって成立する。
2.理事会は出席理事の過半数をもって決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。
3.理事会は振興会の年次活動計画及び予算を立案し、これを遂行する。なお遂行を補佐するため運営委員若干名を理事会において選任する。

(総会)

- 第7条 1.定期総会を毎年1回開催する。
2.総会は会員により構成され、その総数の3分の1以上の出席により成立する。ただし定員数には委任状を含める。
3.総会は出席会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
4.総会は振興会の前年度活動報告及び次年度活動計画を審議し承認する。
5.総会は振興会の前年度決算及び次年度予算を審議し承認する。

(事務局)

- 第8条 1.振興会の事務を処理するために事務局を置く。
2.事務局の所在地は東京都西東京市に置く。
3.事務局には局長1名、局次長2名、会計幹事2名を置き、理事会の議決に基づき会長が任免する。
4.事務局についての細則は別に定める。

(会計)

- 第9条 1.会員は振興会に会費を納入し、振興会はこれを会の運営費に充てる。
2.会計及び会費についての細則は別に定める。
3.振興会の会計年度は、毎年4月1日より始まり翌年3月31日に終わる。

(規約の改定)

- 第10条 1.本規約の条項の解釈に疑義のあるときは、理事会の判断に従うこと。
2.本規約を改定する場合は、理事会が改定案を作成し総会の承認を得なければならない。

(細則)

第11条本規約の施行に伴う細則は、理事会の議決を経て別に定める。

附則

- 1.本規約は平成21年4月18日より施行する。
2.第5条第2項及び第3項の規定にかかわらず振興会設立当初の理事及び役員は次のとおりとする。
理事(会長) 海老澤 敏 理事(会長代行) 宮田 亮平 理事(副会長) 赤澤 立三 理事(副会長) 中平 英二